

野外焼却は、 法律で規制されています。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

● 廃棄物処理基準に従って行う焼却 ➡ 許可を受けた焼却炉 ➡ ダイオキシン、悪臭等の防止
構造基準を満たした焼却炉で焼却

※構造基準を満たした焼却炉とは…①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気が接しないもの
②燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
③燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
④外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を投入できるもの
⑤燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられているもの
⑥燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられているもの

※基準を満たしているか不明な場合は、大津市産業廃棄物対策課(TEL077-528-2910)までご相談ください。

やむを得ない廃棄物の焼却	具 体 例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川・道路管理を行うための伐採した草木等の焼却など
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害廃棄物応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わら等の焼却など
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	護摩焚き、正月飾りなどを焚く行事など
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畦の刈草焼却、漁網に付着した水産物くずの焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、暖をとるための木くず等の焼却、キャンプファイヤーなど

※ 上記のやむを得ない焼却でも、近隣の住民のご迷惑になるような場合は、すみやかに消火又は煙の出ないような措置等を行うようにしてください。
生活環境上の支障がある場合は、行政指導の対象となります。

庭木の剪定、^{あぜ}畦の刈草などが出た場合は

一般廃棄物として次の方法で処理してください。

- 長さ40cm未満、太さ5cm未満に切ってください。

【家庭から出た場合】

- 指定袋に入れ、一度に2袋ずつ燃やせるごみとして集積所に出してください。
- 市の施設に直接搬入することも出来ます。
(前日までにごみコールセンターTEL.077-528-2761にて要予約。施設指定。回数・重量制限あり。有料。)

【事業所から出た場合】

- 市の施設に直接搬入してください。
(1週間前までに市役所窓口にて要相談。施設指定。受入制限あり。有料。)
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託することも出来ます。

燃やさずに適正に処理しましょう。「邪魔くさいから」「昔からやっているから」「少しくらいなら大丈夫」などと考えずに、煙が与える健康被害や洗濯物への臭い移りなど近隣住民への迷惑を考慮してください。



ドラム缶や一斗缶での焼却は禁止



簡易な焼却炉での焼却は禁止

法違反を
すると

5年以下の懲役若しくは

1,000万円以下の罰金 又は

併科に処されることがあります

法人等の場合は

3億円以下の罰金 に処されることがあります

野焼きを発見したら

大津市環境部産業廃棄物対策課 TEL.077-528-2910 までお知らせください。
担当職員が現地を確認します。

夜間・休日は 大津市消防局 TEL.077-522-0119
大津警察署 TEL.077-522-1234 又は
大津北警察署 TEL.077-573-1234 に連絡してください。